

法人指導監査の概要

令和2年8月31日現在

名 称	神奈川聴覚障害者総合福祉協会		
所 在 地	藤沢市藤沢933-2		
実施年月日	令和元年8月30日	実施区分	実地監査
文 書 指 摘 の 内 容			改 善 状 況
改善を要する事項は次のとおりです。 ・ 理事長等の職務執行状況の理事会への報告が適正に行われていませんでした。 ・ 理事会を継続して欠席している監事がいました。 ・ 理事への権限の委任が適切に行われていませんでした。 ・ 理事会の決議が適正に行われていませんでした。 ・ 経理規程が適正でありませんでした。			改善済 改善済 改善済 改善済 改善済

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。